

準（平成17年5月27日国土交通省告示第551号）の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮したものとして整備する。

(2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ① 既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を重点的に実施するとともに、適正な運用管理の徹底に努める。
- ② E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

(3) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

- ① 廃棄物等から作られた建設資材の利用を計画的に実施する。
- ② 建築物の断熱性能の向上に資する建具等の利用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルム、窓の外部のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。
- ③ 木材の利用や、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、H F Cを使用しない建設資材の利用を促進する。
- ④ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。
- ⑤ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を極力図る。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ① 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入を極力図る。
- ② このため、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入する。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房の適正な温度管理を図る。

(6) 新エネルギーの有効利用

- ① 燃料電池、太陽熱、バイオマスエネルギー等の新エネルギーの計画的な有効利用を極力図る。
- ② このため、庁舎や公務員宿舎に燃料電池、太陽熱利用、木質バイオマス燃料を使用する暖房器具やボイラー等を可能な限り幅広く導入する。

(7) 水の有効利用

雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を極力図る。

(8) 太陽光発電の導入及び建物の緑化の整備方針

地方支分部局も含め国の庁舎について、太陽光発電の導入及び建物の緑化について、以下の整備方針に基づき進める。

ア 新築の庁舎における整備

新築の庁舎については、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図る。

イ 既存の庁舎における整備

既存の庁舎については、その位置、規模及び構造を総合的に判断し、太陽光発電の導入及び建物の緑化を図る。

ウ 整備計画の策定

関係府省ごとに、ア及びイに基づく太陽光発電の導入及び建物の緑化に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(9) その他

ア 温室効果ガスの排出の少ない施工の実施

- ① 建築物の建築等に当たっては温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。
- ② 建設廃棄物の抑制を図る。

イ 建築物の建築等に当たってのその他の環境配慮の実施

- ① 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室効果ガスの排出の抑制等のための措置を講じる。このため、設計者が、温室効果ガスの排出抑制技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法の採用に努め、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。
- ② 敷地内の緑化や保水性舗装、散水に努めるとともに、ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

ウ 施設や機器の効率的な運用に資する設備の導入

施設や機器の効率的な運用に資する制御装置等の補助的設備の導入を図る。

エ 新しい技術の率直的導入

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出抑制効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率直的導入に努めるものとする。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① 事務所の単位面積当たりの電気使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね90%以下にすることをに向けて努めることとし、このため、庁舎における節電等を極力図るとともに、節電等のための取組の管理を徹底する。
- ② エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、年々の気象状況を考慮し合理的に考えられる使用量の変動を除いて、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で増加させないことを念頭に置きつつ、計画的な管理、削減に努める。
- ③ 省CO₂に資する適正な施設の運用管理を徹底する。
- ④ 庁舎の使用電力購入に際して、省CO₂化の要素を考慮した購入方式を導入する。
- ⑤ 庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で90%以下にすることをに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を極力図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

- ① 事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）を、平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で概ね75%以下にすること及び廃棄物中の可燃ごみの量を同期間に概ね60%以下とすることをに向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の3Rを極力図る。
- ② 食べ残し、食品残滓などの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。

(4) 森林の整備・保全の推進

対象となる森林について、健全な森林の整備や適切な管理・保全等を図り、二酸化炭素の吸収源としての機能を維持・向上させる。

(5) 政府主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

政府が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、政府が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

4 職員に対する研修等

(1) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

希望する職員が地球温暖化対策の推進に関する活動に参加できるよう、休暇を取りやすい環境づくりを一層進める等必要な便宜を図る。また、職員に、いわゆる「環境家計簿」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の自己管理の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する国民運動の推進に資する取組の実施を促す。

(3) その他

- ① 昼休みや定時退庁日における勤務時間終了後の一斉消灯など「省CO₂行動ルール」を策定し、実施する。
- ② 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

5 モデルとなる霞が関官庁街の形成

新しい技術・システムの率先的な導入や関係府省間の有機的連携を通じて、霞が関周辺において「省CO₂型官庁街」の形成を図る。

具体的には、地球温暖化対策推進本部幹事会の下に設置するワーキンググループ等において、関係府省が緊密に連携して、以下の事項等を進める。

- (1) 燃料電池の加速的導入
- (2) 太陽光発電、風力発電等の新エネルギー等の一層の導入
- (3) 省CO₂に資するエネルギー源の選択
- (4) 電力負荷平準化に資する蓄熱システムやガス冷房等の導入
- (5) 庁舎敷地における舗装改修時の保水性舗装等の導入
- (6) 施設の適正な運用管理の徹底
- (7) 共用自転車システムの高度化
- (8) 緑化の一層の推進

6 関係府省ごとの実施計画の策定

- (1) 関係府省は、温室効果ガスの排出の削減並びに吸収作用の保全及び強化のために自ら実行する措置を定めた「実施計画」を策定する。
- (2) 関係府省ごとに策定する実施計画は、平成19年度から開始し、平成22年度から24年度までを目標期間とする。また、第四の1の(1)①、(2)ア②後段及び③、2の(2)、(4)②、(6)②、(8)ウ、3の(1)ア③から⑤まで並びに4の(3)に定める取組をはじめ、関係府省ごとの削減目標の達成に必要な取組を盛り込むこととする。この際、組織・施設ごとに温室効果ガスの排出削減計画を盛り込むこととする。
- (3) 実施計画において、策定、評価・点検を行う部局を明確化するとともに、PDCAサイクルを導入する。また、点検結果の公表に当たっては、組織の大幅改変等の要因分析も合わせて公表することとする。さらに、関係府省の担当部局間で省CO₂化の経験やノウハウ・技術を共有する。
- (4) 関係府省は、(2)に掲げた取組その他の取組の徹底を目標とすることによって、先進的な温暖化対策技術を事業者や家庭に先駆けて率先して導入することを通じ社会全体への普及を牽引する役割を果たすとともに、平成13年度を基準として、当該関係府省の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を少なくとも8%削減することを目標とする。
- (5) ただし、旧実行計画に基づく平成18年度までの目標を達成できなかった関係府省にあっては、(4)にかかわらず、平成18年度において達成できなかった平成13年度比の超過率分を上記の8%削減目標に上乘せした削減率を目標とする。
また、旧実行計画に基づく平成18年度までの目標を達成できなかった関係府省であって、平成13年度以降に極めて特殊な事情により概ね2倍以上に排出量が増加してしまったこと、又は当該関係府省の総排出量が極めて小規模であることにより、技術的に採用可能な取組を最大限行ったとしても上記目標を設定し、実施することが極めて困難なものについては、(4)にかかわらず、当該関係府省において技術的に採用可能な取組を最大限行うことにより削減可能な排出量を勘案して定める削減率を目標とする。
これらの関係府省にあっては、(2)に基づき策定する実施計画において、目標の達成に向けた取組の削減効果の見込みを定量的に示し、確実に目標を達成する内容とする。
- (6) これらの目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

7 政府の実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

- ① 政府の実行計画の推進・点検については、地球温暖化対策推進本部幹事会において行う。特に、6(5)に該当する関係府省については、その取組の進捗状況を厳格に、かつ定量的に点検し、目標達成の蓋然性の向上に努めるものとする。
- ② 透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量のみならず、取組項目ごとの進捗状況、組織単位の進捗状況について目標値や過去の実績値等との比較を行う等の評価を行い、これを併せて公表する。

8 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

政府の実行計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、平成13年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの平成22年度から平成24年度までの総排出量の平均を8%削減することを目標とする。

また、この目標は、関係府省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

(備考)

政府の実行計画を効果的に実施するために有効な具体的、細目的な措置については、別途実施要領を定める。